

6. 第三者評価の対象先・基準・評価者等

参考2

SONDO

代理店業務品質に関する第三者検討会
第1回(2024年9月25日)資料 再掲

第三者評価制度における評価の対象先や基準、評価者等は次のとおりとしてはどうか。

対象代理店	評価基準	評価の主体	備考
<p>大規模代理店</p> <p>（ 保険業法施行規則 236条の2に規定 する規模が大きい 特定保険募集人 ）</p>	<p>共通基準 （「評価指針」 に基づく運用）</p>	<p>評議会 （第三者機関）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ オフサイト評価を中心としつつ、より厳格な体制整備等が求められる代理店(要件は別途整理)についてはオンサイト評価を実施する。 ✓ 対象先は、大規模代理店を中心に、自己点検チェック結果や外部等からの情報提供に基づいて、リスクベースで抽出する(大規模代理店に限定しない)。
<p>すべての代理店</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自己点検チェック(既存の取組み)を求める。 ◆この実効性向上のため、新たに業界システムを構築して管理する。 		<p>保険会社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 代理店による自己点検チェック結果を保険会社が確認し、指導等に役立てる。 ✓ 損保協会でも自己点検チェック結果をフォローアップし、第三者評価の制度運営に活用する。

2. 評価基準のあり方および適用範囲の考え方①

代理店業務品質に関する第三者検討会
第2回(2024年10月21日)資料 再掲

- まず、「**評価基準**」は**業界共通**、すなわち、すべての代理店に適用可能なものとして作成する。
 - ✓ 「評価基準」は、代理店における自己点検チェック(業界共通部分)に連動させるほか、保険会社の代理店指導等においても活用される想定。
 - ✓ **業界共通の評価基準を用いた「第三者評価」の対象については、大規模代理店を中心としつつリスクベースで中小代理店も抽出する。**
- その上で、**代理店の規模や特性に応じた評価基準**(評価の項目および指標)とする。具体的には次の要素があり、これらの組み合わせによって、機械的・画一的な適用とならないよう運用する。
 - すべての代理店で共通の評価項目・評価指標とするもの。(例:代理店登録・届出状況)
 - 特定の代理店を対象とした評価項目とするもの。(例:比較推奨販売など乗合代理店向けのもの、本業との利益相反管理など兼業代理店向けのもの)
 - 同じ評価項目の中で評価指標(レベル感)を調整するもの。(例:個人情報管理態勢)
- 評価基準の内容は、顧客本位の業務運営の観点で**最低限必要な業務品質が確保されているか**を判定できるようなものとする。

2. 評価基準のあり方および適用範囲の考え方②

代理店業務品質に関する第三者検討会
第2回(2024年10月21日)資料 再掲

- 評価基準の適用対象と第三者評価の関係イメージは次のとおり。

評価指標(レベル感)

※第三者評価は、保険会社による実効的な指導等が困難な局面(たとえば保険会社と代理店の間で評価に関する見解相違が想定される項目等)を中心に実施することが考えられる。

